事　務　連　絡
令和５年１月１９日

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施事業者　各位

高松市長　大西　秀人
（公　印　省　略）

「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の運用について」
の改定について（通知）

平素は本市介護保険事業の円滑な運営に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の改正（令和４年１０月１日施行）に伴い、本市におきましても、高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等を見直し、令和４年１０月１日から適用することとしました。

これに伴い、平成２８年８月１６日付け高介第３７１号通知「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の運用について」につきましても改定を行い、令和４年１０月１日から適用します。

つきましては、改定後の内容を別紙のとおりお知らせします（前回公表したものからの変更部分を水色に着色しています)。

記

別紙１　介護予防訪問介護相当サービス
別紙２　訪問型サービスＡ
別紙３　介護予防通所介護相当サービス
別紙４　通所型サービスＡ
別紙５　通所型サービスＣ

お問い合わせ先
〒760-8571　高松市番町一丁目８番１５号
高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係
電　話 (087) 839-2326　ＦＡＸ (087) 839-2337